

受水槽に設置する非常用給水栓の設置基準

(目的)

第1条

この基準は、災害時において受水槽内に貯留された水道水を有効に活用できるよう、新築建物及び既設建物の受水槽への非常用給水栓を設置する場合の取扱いを定め、その設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条

この基準において「非常用給水栓」とは、受水槽又は受水槽に附属する配管に設置し、災害時にのみ受水槽内の水を生活用水として取り出すための水栓をいう。

(適用範囲)

第3条

この基準は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用する。

- (1) 姫路市が供給する水道水を、受水槽式給水方式により使用している建物であること。
- (2) 災害による停電等により、通常の給水が困難となった場合に備えて設置する非常用給水栓であること。
- (3) 当該受水槽の上流側に量水器（親メーター）が設置されていること。

(非常用給水栓の設置)

第4条

受水槽の設置者は、新築時又は既設建物における受水槽の更新・改修時に、姫路市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の承諾を受けた場合に限り、受水槽への非常用給水栓を設置することができる。

(設置要件)

第5条

非常用給水栓の設置条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 災害時以外の使用を防止するための措置（封印、鍵付き水栓若しくはハンドル取外し等）を講じること。
- (2) 非常用給水栓の口径は、 $\phi 20\text{mm}$ 以下とすること。
- (3) 設置位置は、受水槽の壁面、流出管、連通管等とし、受水槽有効容量の最低水位より高い位置とすること。
- (4) 受水槽本体の構造強度及び水密性に影響を与えない構造とすること。
- (5) 点検及び維持管理が容易な位置に設置すること。

- (6) 設置数は、受水槽 1 基につき原則 1 個とする。
- (7) 「非常用給水栓（災害時のみ使用可）」と表示した案内プレートを、見やすい位置に掲示すること。材質は、腐食又は破損のおそれのないものとする。大きさは、縦 30 cm×横 10 cm以上とする。

（施工）

第 6 条

非常用給水栓の設置工事は、姫路市上下水道局指定給水装置工事事業者が行うものとする。

（申込み）

第 7 条

非常用給水栓を設置する者は、あらかじめ「非常用給水栓設置届」（様式 1）により管理者に申し込み、その承諾を受けなければならない。

（確認等）

第 8 条

設置者は、非常用給水栓の設置完了後、遅延なく「非常用給水栓設置完了届」（様式 2）を管理者に提出し、確認を受けなければならない。

（維持管理）

第 9 条

非常用給水栓の設置者は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 災害時において、速やかに非常用給水栓が使用できるものとし、かつ、災害時以外の使用がないように、非常用給水栓及び付属用具を適切に管理すること。
- (2) 非常用給水栓が、第 5 条各号に適合する状態を維持すること。
- (3) 災害時に非常用給水栓を使用した場合は、「非常用給水栓使用届」（様式 3）により、届出を行うこと。

（廃止）

第 10 条

設置者が非常用給水栓を撤去する場合は、「非常用給水栓廃止届」（様式 4）を管理者へ提出するものとする。

附則

（施行期日）

この基準は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。